

三島役場における「新型コロナウイルス対策業務継続のための勤務体制の施行」の実施について（お知らせとお願い）

町では、「会津地域及び三島町内での感染者確認」及び「役場職員が感染した場合」を想定し、業務を継続させるための職員勤務体制の取組みを5月12日（火）より試行することとしました。

この取組では、感染が確認された以降も役場業務を停滞させることなく継続していくため、役場職員を3班体制に組織し、現在休館している生活工芸館を「分庁舎」として位置付け、1班は生活工芸館で勤務し、緊急事態を想定した生活工芸館の分庁舎として必要な「設備整備」や分庁舎での業務のあり方などについて検証します。

また、役場庁舎においては、感染確認の緊急事態を想定し、この期間においては少人数での業務遂行を想定し、通常業務を一時休止し新型コロナウイルス対策を最優先とした業務対応といたします。加えて、職員間の接触を減らし感染拡大を抑制するため、1班は在宅勤務とし在宅勤務の在り方を検証します。

この取組により、町民の皆様におかれましては、ご不便をおかけする場合もございますので、あらかじめご案内させていただきます。現状は、会津地域での感染確認はされておりませんが、いつ起こってもおかしくない状況です。

1 目的

県内でも新型コロナウイルスの感染拡大が進み、職員自身又は職員が家族等の感染で、濃厚接触者となり出勤しての勤務が困難になることが想定される。しかし、そのような中でも役場業務は継続する必要がある。

そのため、職員を「役場庁舎」、「生活工芸館」、「在宅勤務」と3班体制に分けてローテーション勤務を試行的に実施し、感染が発生した場合でも町民生活に必要な最小限の行政業務の維持継続を目的とする。

2 試行実施期間

令和2年5月12日（火）から5月19日（火）までの平日6日間

3 勤務体制（※保育所職員を除く）

	12日（火）	13日（水）	14日（木）	15日（金）	18日（月）	19日（火）
1班 （15名）	工芸館	在宅	役場	工芸館	在宅	役場
2班 （14名）	役場	工芸館	在宅	役場	工芸館	在宅
3班 （15名）	在宅	役場	工芸館	在宅	役場	工芸館

※この試行期間においてそれぞれの場所での業務体制・実施業務・業務遂行に必要な環境整備・感染症対策等を各班にて検証し課題を見つける

※生活工芸館は「休館」としておりますので町民の皆様のご来館はご遠慮ください。

4 業務内容

【優先する業務】※基本的にこの業務を優先して行います

新型コロナウイルス感染症対策事業

- ◆特別定額給付金申請受付・給付業務
- ◆経済対策業務（中小企業・小規模企業振興基金）
- ◆感染予防対策及び周知・対応に関すること（町民への対応業務 広報・施設休業休館）

【通常業務で継続しなければいけない業務】

- ◆窓口業務（戸籍・住民）
- ◆保健福祉・老人福祉業務
- ◆出納業務（支払・収納）
- ◆水道維持管理業務
- ◆災害対応（自然災害他）
- ◆学校教育関係（保育所含む）

【今回の試行の対象外業務】

- ◆委託業務関係（道路維持・ごみ収集他）

※今回の試行では通常と変わらず業務を遂行いたします。

概ねこのような業務体制・内容で試行いたします。その他の業務についてはすべて休止するというものではありませんが、町民の皆様におかれましてもこの期間中にどうしても必要な案件であれば期間終了後にご連絡頂きますようよろしくお願いいたします。

【問合せ】 役場総務課 TEL48-5511